

社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会 身体拘束等の適正化のための指針

令和6年12月6日制定

吉岡町社会福祉協議会訪問介護事業所（以下、「本会」という。）が実施する訪問介護事業のサービス利用者（以下「利用者」という。）に対する身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることから、本会では、利用者の主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を持ち、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援・介護を実践するため、本指針を定めるものとする。

1 身体拘束等の適正化のための基本的考え方

(1) 身体拘束及び行動制限の原則禁止

本会では、サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及びその他の行動制限（以下「身体拘束等」という。）を原則禁止とする。

(2) 身体拘束等に該当する具体的な行為

ア 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

カ 車椅子や椅子から落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防ぐような椅子を使用する。

ク 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

コ 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。

サ 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

(3) 緊急・やむを得ない場合に身体拘束等を行う要件

緊急・やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次の3つの要件を満

たすこととする。

ア 切迫性：利用者本人又は第三者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

イ 非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する支援・介護方法等が無いこと

ウ 一時性：身体拘束等が一時的なものであること

(4) 記録、報告及び検討

ア 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の項目について身体拘束等に関する説明書を作成し本人又は家族等へ書面にて同意を得る。

① 身体拘束等が必要になる理由（個別の状況）

② 身体拘束等の方法（場所、行為（内容・部位））

③ 身体拘束等の開始及び解除の予定

④ 身体拘束等の時間帯及び時間

⑤ 特記すべき心身の状況

イ 緊急やむを得ず身体拘束等を実施した場合は、次の内容について記録し、身体拘束等適正化委員会に報告する。また、拘束解除（3要件の検討）に向けた検討を行い、その結果を記録する。

① 身体拘束等の実施状況

② 利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）

③ 再検討の結果

2 身体拘束等適正化検討委員会その他本会内の組織に関する事項

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置

本会内に、身体拘束の廃止に向けて多種多様な事例の検討及び多角的な視点から対策を図るために、身体拘束等適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は年に1回以上開催するものとし、委員会と本会虐待防止委員会において取り扱う事項として相互に関係が深い場合には会議を一体的に行うことができる。

(2) 委員会の役割

委員会は、身体拘束等の適正化を進めるため、以下のことを行う。

ア 身体拘束等適正化に関する指針の見直しを行う。

イ 身体拘束等について報告するための様式及び記録の整備をする。

ウ 発生した身体拘束等の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認・検証する。

エ 身体的拘束の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。

オ 報告された事例とその検討結果や対策を各事業所職員に周知徹底する。

カ 職員研修の企画と実施を行う。

キ 日常的ケアを見直し、利用者の人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。

(3) 委員会の構成員とその役割

委員会は、管理者・管理職・地域包括支援センター担当職員・サービス提供責任者で構成し、必要に応じて各所属職員及び専門的知見を有する第三者の助言を得ることとする。

ア 委員会の責任者

委員会の委員長は、管理者とし、ケア現場における諸課題の総括責任を務める。

イ 身体拘束等の適正化専任担当者

身体拘束等の適正化専任担当者は、管理職とし、本指針を適正に実施する。

ウ その他の職員

- ① 身体拘束等がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者等の尊厳を理解する。
- ③ 利用者等の疾病や障がい等による行動特性を理解する。
- ④ 利用者等との十分なコミュニケーションを図る。
- ⑤ 適正かつ丁寧な記録を行う。
- ⑥ 利用者等の心身の状態を把握した基本的なケアを実施する。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 事業所の職員を対象とした身体拘束等の適正化に関する研修は、年1回以上実施するとともに、職員を新規に採用したときにおいても実施する。
- (2) 研修の内容は、毎回記録する。
- (3) 吉岡町又は関係機関が実施する身体拘束の適正化に関する研修等に参加し、研鑽を図る。

4 身体拘束等を行わざるを得ない状況になった場合の対応・報告・方法に関する基本方針

身体拘束等を行わざるを得ない状況になった場合は、以下の手順で行う。

(1) カンファレンスの実施

ア 事業所の管理者等の関係者が集まり、身体拘束等を行った場合の利用者本人の心身の損害や身体拘束等をしない場合のリスクについて検討し、1) 切迫性、2) 非代替性、3) 一時性の3つの要件をすべて満たしているかどうかを確認する。

イ 身体拘束等について検討、確認した内容を委員会に報告する。

ウ 身体拘束等を行わざるを得ない状況になった場合は、身体拘束等の理由、拘束の方法、拘束の期間や時間等を検討する。

(2) 利用者本人とその家族に対しての説明

ア 身体拘束等の理由、拘束の方法、拘束時間、期間、改善に向けた取組方法について説明し、十分な理解と同意を得られるよう、身体拘束等に関する説明書を作成する。

イ 身体拘束等の同意期間を超え、なお身体拘束等を必要とする場合については、利用者本人とその家族に現状と今後の方向性などを説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

ア 前号に基づき、身体拘束等を実施しサービス提供を行った場合は、サービス提供責任者又はサービス提供を行った職員が身体拘束等記録書を作成し、委員会において報告する。

イ 身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を適宜検討し、その結果を身体拘束等検討結果記録書に記録する。

(4) 身体拘束等の解除

身体拘束等を継続する必要がなくなったときは、利用者本人とその家族に説明のうえ、速やかに身体拘束等を解除する。

5 その他身体拘束等の適正化の推進に関する事項

(1) 身体拘束等をしないケアを提供していくために、ケアに関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体拘束等を無くしていくよう取り組む。

ア マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。

イ 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。

ウ 先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。

エ ケアの中で、本当に他の方法がないか、緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必用と判断しているか。

(2) 利用者、家族、利用者の代理人から苦情があった場合は、苦情受付担当者が随時受け付け、苦情対策責任者に報告する。苦情対策責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。

6 利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

利用者又はその家族等が、本指針をいつでも閲覧することができるようホームページに掲載するとともに各事業所において掲示する。

附 則

この指針は、公布の日（令和6年12月6日）から施行する。